

自治体名	奈良市	西東京市	多治見市
人口	354,582人	205,980人	109,328人
条例の名称	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	西東京市子ども条例	多治見市子どもの権利に関する条例
当初施行日	H27.4	H30.10	H15.9
	前文あり	前文あり	前文あり
第1章	総則	総則	総則
	1条 目的 2条 基本理念 3条 定義	1条 目的 2条 言葉の意味 3条 市等の役割 4条 連携	1条 目的 2条 定義 3条 責務 4条 成長への支援
第2章	子どもの大切な権利	子どもの生活の場における支援と支援者への支援	子どもの権利の普及
	4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重	5条 保護者と家庭への支援 6条 育ち学ぶ施設とその職員への支援 7条 地域と市民への支援	5条 子どもの権利の普及 6条 子どもの権利の日
第3章	大人等の役割	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進	子どもの生活の場での権利の保障
	5条 共通の役割 6条 市の役割 7条 保護者の役割 8条 地域住民の役割 9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割 10条 事業者の役割	8条 虐待の防止 9条 いじめその他の権利侵害への対応 10条 子どもの貧困の防止 11条 健康と環境 12条 子どもの居場所 13条 子どもの意見表明や参加 14条 子どもの権利の普及	7条 家庭における権利の保障 8条 子ども施設における権利の保障 9条 地域における権利の保障
第4章	子どもにやさしいまちづくりの推進	子どもの生活の場における支援と支援者への支援相談・救済	子どもの意見表明や参加
	11条 子どもの意見表明及び参加の促進 12条 子ども会議 13条 子育て家庭への支援 14条 困難を有する子どもとその家族に対する支援 15条 子どもへの虐待等に対する取組 16条 有害・危険な環境からの保護 17条 子どもの居場所・遊び場づくり 18条 相談体制	15条 子どもの権利擁護委員の設置 16条 定数と委嘱の基準 17条 任期 18条 相談・調査に関する専門員の設置 19条 擁護委員の職務 20条 要請や意見表明の尊重 21条 擁護委員の独立性の確保と活動への協力 22条 見守り等の支援 23条 活動の報告と公表	10条 意見表明や参加の促進 11条 子ども会議 12条 子ども施設での意見表明や参加
第5章	施策の推進	子ども施策の推進と検証	子どもの権利侵害からの救済と回復
	19条 計画及び検証 20条 体制整備 21条 広報及び啓発	24条 推進計画 25条 推進体制 26条 検証	13条 子ども権利擁護委員 14条 擁護委員の責務 15条 勧告などの尊重 16条 救済や回復のための連携 17条 擁護委員に対する支援や協力 18条 報告
第6章		雑則	子どもに関する施策の推進と検証
		27条 委任	19条 施策の推進 20条 子ども権利委員会 21条 権利委員会の職務 22条 提言やその尊重
第7章			雑則 23条 委任

※遊び場、体力に関すること

自治体名	大和市	千代田区
人口	239,146人	67,155人
条例の名称	大和市子どもの外遊びに関する基本条例	千代田区子どもの遊び場に関する基本条例
当初施行日	H29.4	H25.4
項目	前文なし	前文あり
	1条 目的 2条 施策 3条 市民等の協力 4条 保護者の配慮事項 5条 委任	1条 目的 2条 施策 3条 区民等の責務 4条 保護者の配慮事項 5条 推進会議 6条 委任